

(仮訳)
2009年8月27日
バーゼル銀行監督委員会

プレスリリース

バーゼル銀行監督委員会による「IAS39号(金融商品に関する国際会計基準)の見直しに資する基本原則」の公表について

バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、本日、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board<IASB>)が引当、公正価値評価やこれらに関連する開示といった課題に対応していくことに資する観点から、ハイレベルの視点で策定した基本原則を公表した。これらの原則は、IASBが、新たに策定する金融商品会計基準を、監督当局を含めた主要な関係者の意思決定に資する、有用な基準としていくうえで役立つと考えられる。さらに、これらの原則は、会計面の改革がプロシクリカリティやシステミック・リスクに関するより幅広い懸念に対応することを確保するであろう。

これらの原則は、G20首脳が本年4月の会合において、金融監督・規制を強化するために策定した提言への対応である。G20首脳は、「会計基準設定主体に対し、評価及び引当てに関する基準を改善し、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協働する」ことを要請した。今回公表した原則は、7月にIASBに対して伝達されている。これら原則は、G20の提言を実施していくうえで、会計基準設定主体、監督当局及び規制当局間の継続的で必要な協働を促すであろう。

これらの原則は、金融危機から得られた会計面の教訓を反映し、新たな会計基準が以下の点を満たすべきことを記している。

- ・ より頑健な引当を実現するため、貸出金損失をより早期に認識する必要性を反映する
- ・ 公正価値評価は、市場が機能していない場合には有効ではないことを認識する
- ・ 明らかに銀行のビジネスモデルの変更に繋がったイベントの発生を受け

た稀な状況においては、公正価値評価を行う区分から償却原価評価を行う区分への区分変更を許容する

- ・ 異なる国・地域間における競争上の公平を促す

新しい会計基準には、プロシクリカリティに関して特に強くみられる懸念に対応するため、価格評価について大きな不確実性がある場合には、当初認識時点及びその後における当期純利益の誤った記載を避けるための評価額調整が規定されているべきである。さらに、貸出金損失の引当は頑健であり、かつ当該銀行における貸出金ポートフォリオの満期までに亘る期間における期待信用損失を反映する健全な手法に基づいているべきである。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「バーゼル委は、ハイレベル原則を策定するうえで、金融危機から得られる教訓をつぶさに検証した。そうした教訓の一つは、いかなる新たな会計ルールもリスク管理上の健全な慣行と整合的でなければならず、監督当局、銀行、投資家やその他の関係者のそれぞれの目的実現に資するよう透明性を高めるものでなければならないということである。」と述べた。

以 上